

# 第2回京都府流域下水道事業経営審議会 (財政関係)



令和2年11月27日

# 目次

---

- 1 令和元年度決算の概要
- 2 令和元年度決算からの課題と対応
- 3 財政試算
- 4 今後の取組について
- 5 その他

# 1 令和元年度決算の概要

# ① 令和元年度決算の概要

## (1) 収益的収支(3条)

△1,409百万円の赤字

(単位:百万円)

区分	令和元年度決算
収入 A	16,666
支出 B	18,075
差引 C(A-B)	△ 1,409

## (2) 資本的収支(4条)

△594百万円の赤字(損益勘定留保資金で補填)

### <収益的収支の赤字の原因>

- ・公営企業会計移行に伴い、単式簿記から複式簿記になり、計上の区分が変更され、投資等に対する財源の一部が資本的収入に計上されたことによるもの。

## (3) 資金不足額

△45百万円の資金不足

(単位:円)

流動負債(企業債、未払金等)	△ 9,668,155,961
建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,245,588,795
流動資産(現金・預金、未収金等)	5,874,648,415
翌年繰越額にかかる財源充当額	△ 1,497,479,622
計	△ 45,398,373

**資金に余裕がない**状況である。

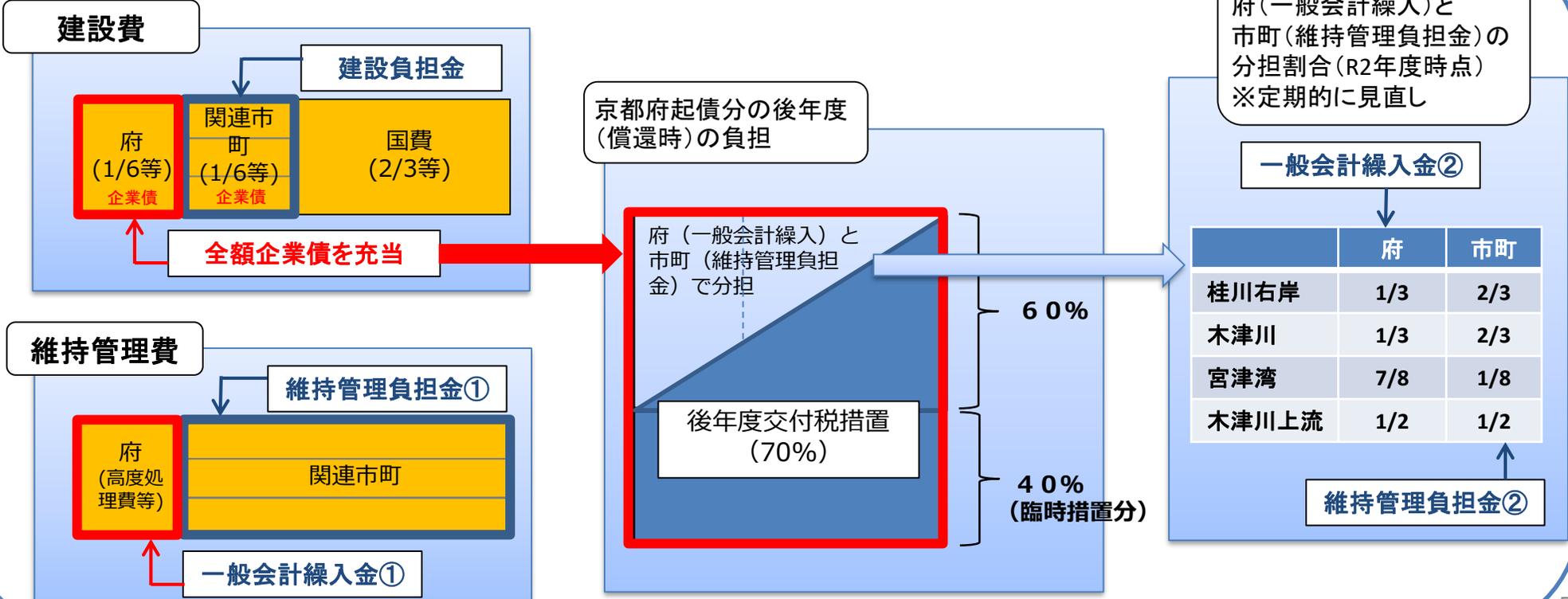
ただし、財政健全化法の資金不足は生じていない。(解消可能資金額に該当)

※公営企業会計として一般会計から独立したために生じた課題

## ② 流域下水道事業の費用負担の考え方

- **建設費**は国庫補助分を除いた地方負担分を府と市町で折半（府・市町とも企業債充当）
  - **企業債（地方債）の元利償還金**は、地方交付税措置分（70%）を除いた地方負担分を府と市町（使用料が財源）で分担
  - **維持管理費**はかかった経費を市町（使用料が財源）が負担
- なお、高度処理分など受益者負担に馴染まない部分は、府と市町の一般財源で負担

### 流域下水道事業に係る費用負担



### ③ 市町負担金の推移

#### 市町負担金

##### ○桂川右岸(汚水)

(単位:百万円)

H年度	27	28	29	30	31
建設負担金	280	311	195	195	215
維持管理負担金	2,290	2,464	2,523	2,523	2,618
維持管理費	2,089	2,268	2,332	2,332	2,426
資本費	201	196	191	191	192

##### ○木津川

(単位:百万円)

H年度	27	28	29	30	31
建設負担金	54	156	185	185	215
維持管理負担金	2,427	2,402	2,324	2,324	2,447
維持管理費	2,117	2,179	2,091	2,094	2,222
資本費	310	223	233	230	225

##### ○宮津湾

(単位:百万円)

H年度	27	28	29	30	31
建設負担金	46	48	68	68	105
維持管理負担金	556	635	622	622	630
維持管理費	507	584	574	608	616
資本費	49	51	48	14	14

##### ○木津川上流

(単位:百万円)

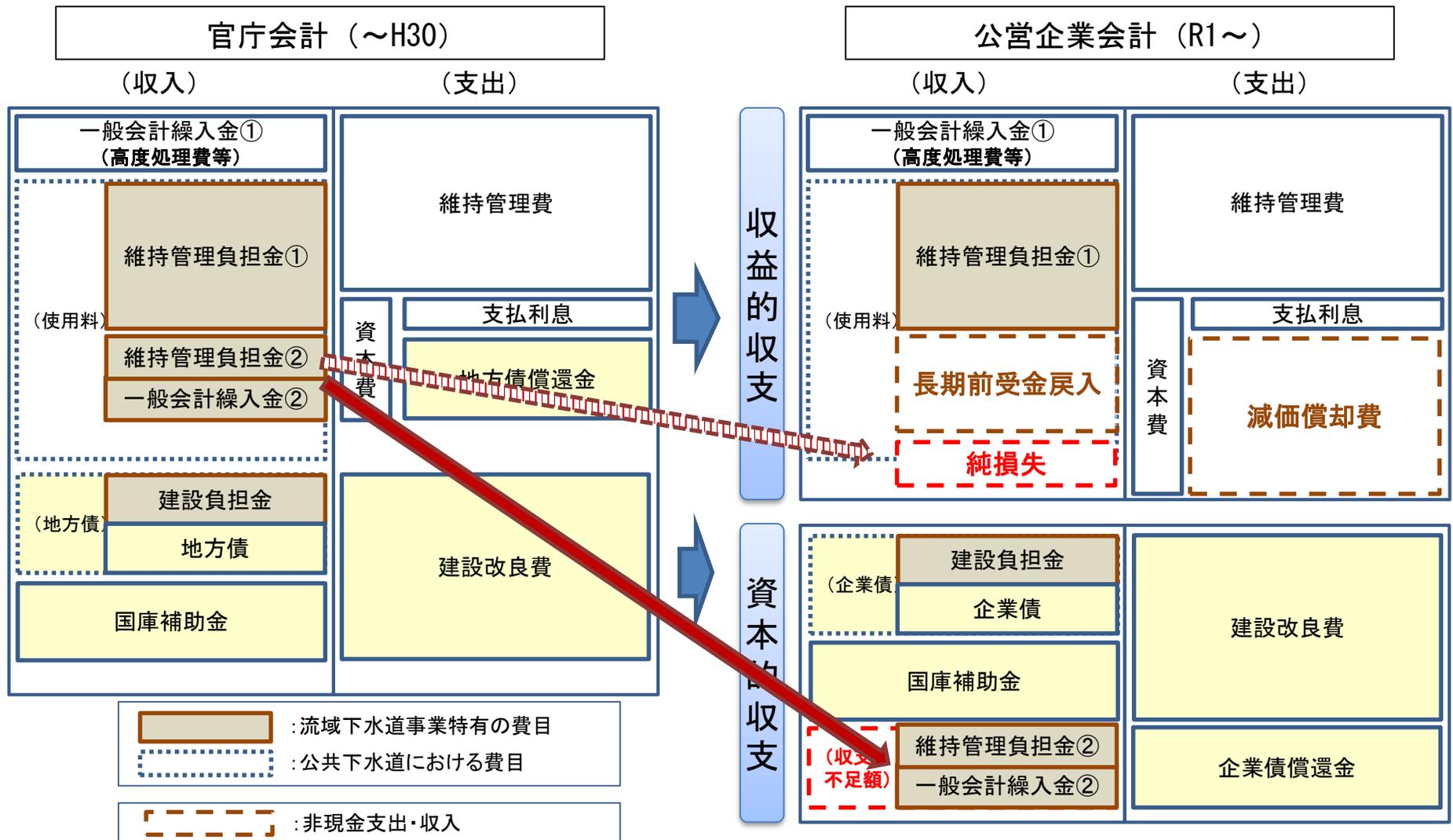
H年度	27	28	29	30	31
建設負担金	204	242	181	181	71
維持管理負担金	843	841	852	852	877
維持管理費	754	779	768	771	657
資本費	89	62	84	81	220

##### ○合計

(単位:百万円)

H年度	27	28	29	30	31
建設負担金	584	757	629	629	606
維持管理負担金	6,116	6,342	6,321	6,321	6,572
維持管理費	5,467	5,810	5,765	5,805	5,921
資本費	649	532	556	516	651

# ④ 京都府流域下水道事業の公営企業会計への移行



※建設費負担金が生じていることにより、公共下水道事業と比較すると長期前受金戻入は増加、企業債(地方債)償還金は減少

市町負担金は必要額(建設費、維持管理費、起債償還費)ベースであり、損益計算となっていない。そのため、官庁会計から公営企業会計に移行するにあたり、資本費に係る市町負担金等が資本的収入に入り、収益的収支が構造的に赤字となる。

## **2 令和元年度決算からの課題と対応**

# ① - 1 京都府流域下水道事業会計の課題と対応

## 課題1

建設改良費及び資本費に係る市町負担金の算定が損益計算ベースとなっていないため、収益的収支に大きな赤字が生じている。

\* 令和元年度決算：収益的収支(3条)で約14億円の赤字

(単位:百万円)

区分	令和元年度決算
収入 A	16,666
支出 B	18,075
差引 C(A-B)	△ 1,409

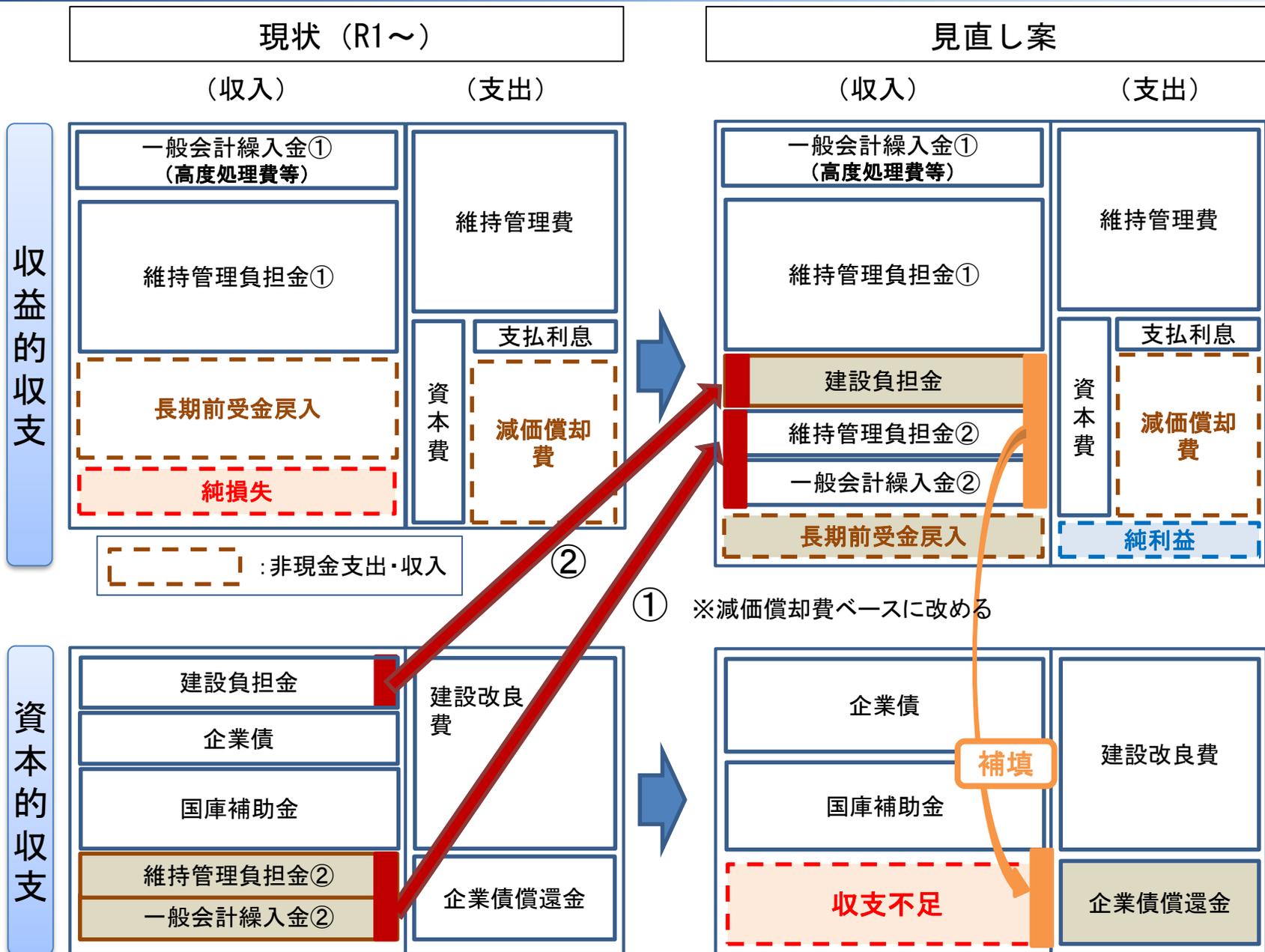
## 対応

市町負担金等について、公営企業会計の原則(期間損益計算)に基づき、現金ベース(建設改良費、企業債償還金等)から損益ベース(減価償却費)の算定へ改め、収益的収入として計上する。

資本費に係るもの\*<sup>1</sup>については早期(第1段階)に、建設改良費に係るもの\*<sup>2</sup>は、課題を確認・解消した上で中長期(第2段階)に実施する。

- \* 1) 建設改良費の財源として府が企業債で借りている部分(建設改良費のうち国庫補助金を除く1/2)。償還額の一部を市町が負担している。
- \* 2) 建設改良費の財源として市町負担としている部分(建設改良費のうち国庫補助金を除く1/2)

# ① - 2 京都府流域下水道事業会計の課題と対応



# ① - 3 京都府流域下水道事業会計の課題と対応

## 課題2

運営に係る資金の不足が生じている。 ※令和元年度決算：約45百万円の資金不足

令和元年度決算 (単位:円)

流動負債(企業債、未払金等)	△ 9,668,155,961
建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,245,588,795
流動資産(現金・預金、未収金等)	5,874,648,415
翌年繰越額にかかる財源充当額	△ 1,497,479,622
計	△ 45,398,373

## 対応

運営資金の確保額の当面の目標として、中期的に「次年度企業債償還金の50%」を目指すこととし、市町負担金額の設定の際に考慮する。

- ※ 一般的に言われる必要運営資金額は、流動比率 100% (流動比率=流動資産/流動負債)  
「次年度企業債償還金」は流動負債から未払金・引当金を差し引いたもの。  
(参考) シミュレーション上の「企業債償還金の50%」 : (R6) 690百万円、(R30) 888百万円  
京都府水道事業R元年度末資金残高 : 2,677百万円

### **3 財政試算**

## ①－1 財政試算の概要

投資計画・維持管理計画を踏まえた財政試算を実施。  
以下の考え方により負担金等の見直しを行った場合の影響を試算。

### 【負担金等見直し】

- ① R6年度から資本費に係る収入(市町負担金、一般会計繰入金)を減価償却費ベースでの算出とし、収益的収入に計上。
- ② R13年度から建設改良費に係る市町負担金を減価償却費ベースでの算出とし、収益的収入に計上。  
なお、国庫補助金を除く建設改良費全額(現状の府起債分＋市町負担分)を府が起債し、後年度に減価償却費ベースで市町から徴収。

※その他の諸条件については、次頁に記載。

## ① - 2 収入及び支出額の計上方法（算定条件）

### 【建設改良費・維持管理費】

- ①投資部会に基づく投資計画・維持管理計画により計上
- ②R13年度以降の投資額は改築更新費（毎年56.5億円（事業費のみ、税込））のみとして計上
- ③R13年度以降の維持管理費は、投資部会での試算により計上

### 【建設改良費の財源】

- ①国庫補助は、満額充当として計上
- ②企業債は、国庫補助を除いた建設改良費の1/2で計上

### 【その他】

- ①市町負担金については、以下のとおり算定。（市町負担の対象経費の考え方は従来どおり）
  - ▶維持管理費に係るものについては、収支が0となるよう算定。
  - ▶資本費に係るものについては、R5年度までは「企業債償還金＋利息」と同額になるよう算定。  
R6年度以降は「減価償却費（長期前受金戻入を除く）＋利息」と同額となるよう算定。
  - ▶建設改良費に係るものについては、R12年度までは、収支が0になるように算定。  
R13年度以降は「減価償却費（長期前受金戻入を除く）」と同額になるように算定。
- ②企業債償還に係る一般会計繰入金については、R2年度と同様の割合（桂川右岸流域・木津川流域：1/3、宮津湾流域：7/8、木津川上流流域：1/2）として計上（実際には市町との協議により変更になることもある）
- ③企業債償還金については、30年償還（5年据置元利均等）で計上
- ④支払利息については、利率0.40（年利）で計上（R2年4月1日時点財政融資資金金利）
- ⑤職員給与費については、R元年度決算数値で算定
- ⑥R6年度の移行期に企業債残高と固定資産未償却残高に差異があることから、R5年度以前の資産については、企業債残高について必要額を回収できるよう調整を行う。（次頁）

## ①－3 収入及び支出額の計上方法（算定条件）

### ○移行期における企業債残高と固定資産未償却残高の調整について

負担金算定方法の見直しに伴い、以下の方法により、移行期に必要な調整を実施する。

負担金の算定の見直しに際しては、R5末での「企業債残高(A)」と「未償却残高と長期前受金残高の差額(D)」に乖離があることから、**R5までの資産に対して、毎年度、下表の割合(A/D)を減価償却費にかけたもので負担金を算定**することで、R5以前に生じた企業債の残高を回収する。(R6以降に発生する資産については、全て減価償却費ベースで算定)

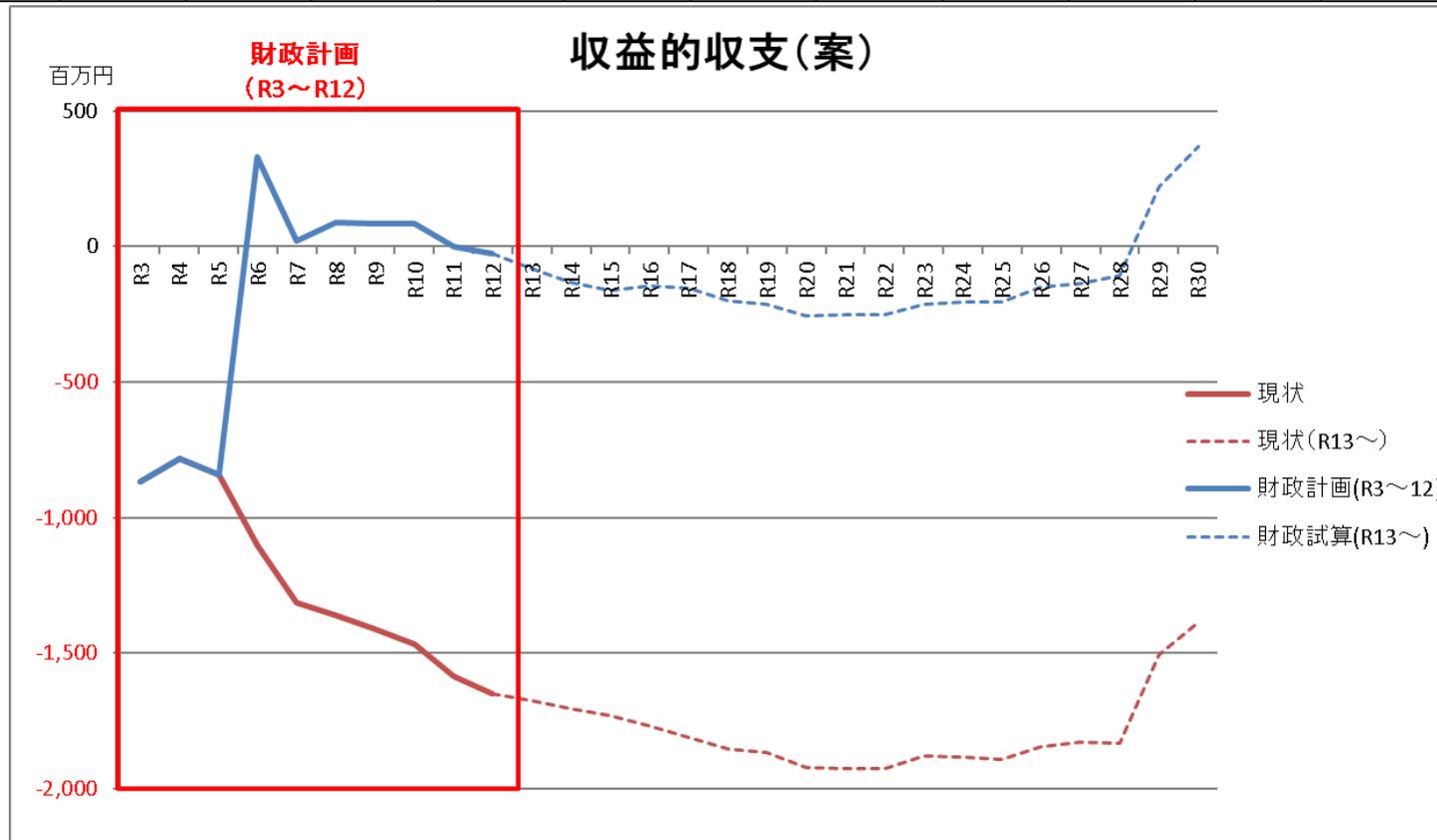
(単位:千円)

	企業債残高 A	未償却残高 B	長期前受金残高 C	差引 D(B-C)	割合 A/D
桂川右岸	8,794,656	23,769,284	20,638,559	3,130,725	2.809
木津川	9,120,105	42,368,893	33,504,973	8,863,920	1.029
宮津湾	2,767,496	11,385,081	9,394,480	1,990,601	1.390
木津川上流	6,779,817	19,174,539	15,853,378	3,321,161	2.041

## ② - 1 財政計画案(収益的収支)

(単位:百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
現状	△ 870	△ 781	△ 841	△ 1,103	△ 1,315	△ 1,359	△ 1,413	△ 1,466	△ 1,588	△ 1,649	△ 1,676	△ 1,707	△ 1,729	△ 1,767
財政試算	△ 870	△ 781	△ 841	354	46	113	110	112	25	1	△ 80	△ 132	△ 161	△ 146
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
現状	△ 1,813	△ 1,855	△ 1,867	△ 1,921	△ 1,928	△ 1,926	△ 1,881	△ 1,883	△ 1,892	△ 1,844	△ 1,829	△ 1,834	△ 1,507	△ 1,387
財政試算	△ 155	△ 200	△ 212	△ 255	△ 253	△ 252	△ 214	△ 204	△ 204	△ 151	△ 136	△ 108	219	369



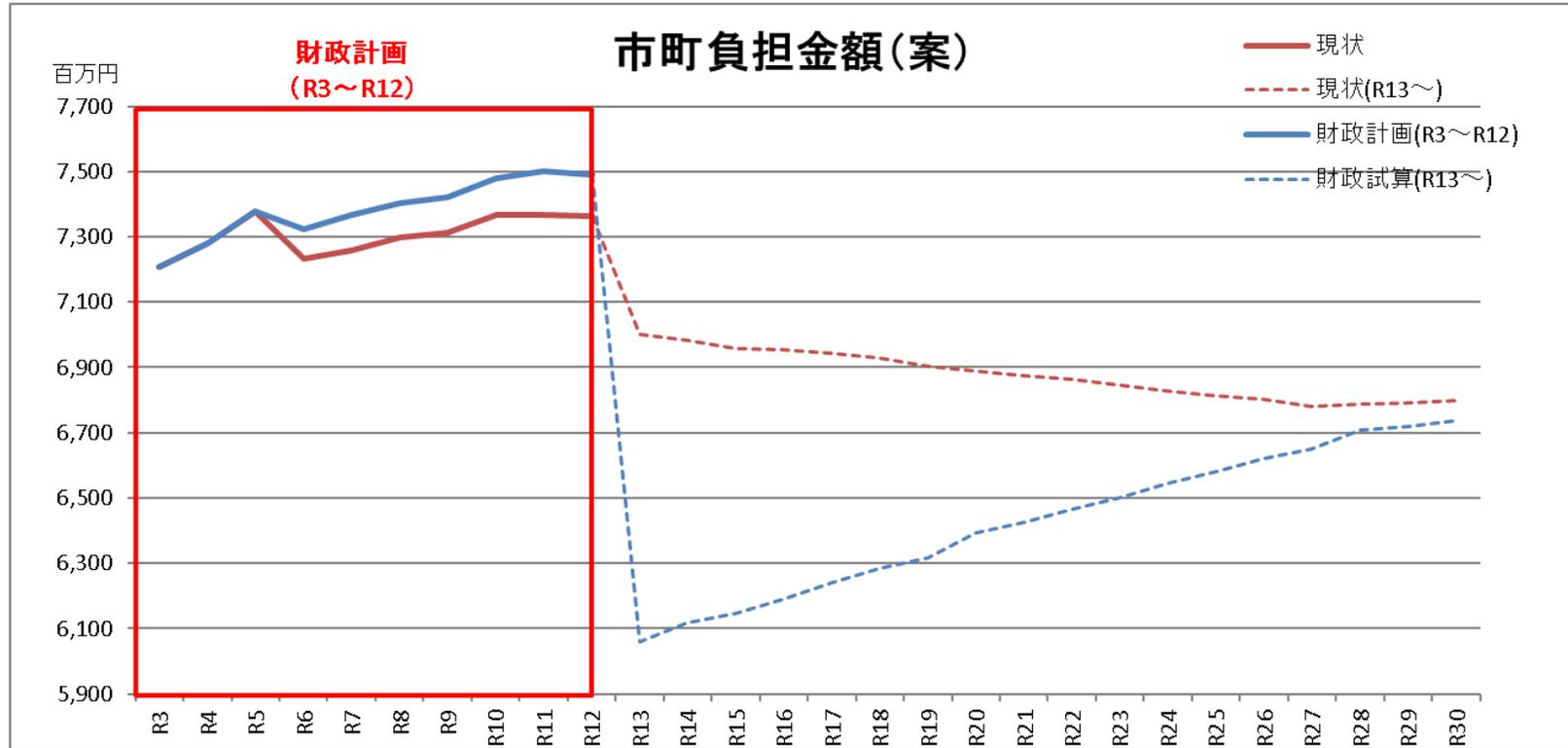
資本費を減価償却費ベース（収益的収入）とすることで、構造的な赤字が解消される。

## ②-2 財政計画案(市町負担金)

### ○市町負担金額

(単位:百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
現状	7,207	7,280	7,378	7,232	7,257	7,299	7,314	7,367	7,367	7,365	7,002	6,982	6,958	6,953
財政試算	7,207	7,280	7,378	7,325	7,368	7,402	7,421	7,478	7,501	7,491	6,060	6,117	6,148	6,191
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
現状	6,943	6,928	6,905	6,889	6,875	6,864	6,845	6,829	6,814	6,803	6,782	6,786	6,792	6,797
財政試算	6,241	6,286	6,317	6,393	6,425	6,467	6,500	6,545	6,582	6,620	6,651	6,707	6,718	6,736



維持管理費の増に伴い、R12まで概ね増加傾向。R6以降は減価償却ベースとすると1億円程度の増。

建設負担金の見直しにより、R13に建設負担金分が大幅に減少。(※府が起債することにより交付される交付税額の影響を除く)

## ②－3 市町負担金の内訳

※雨水除く

(単位：百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	…
維持管理分	5,146	5,146	5,279	5,294	5,386	5,402	5,409	5,503	5,504	5,510	5,499	5,496	5,482	…

(単位：百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	…
資本費分	487	459	432	496	477	474	472	471	485	486	472	466	459	…

企業債償還金ベース

減価償却費ベース

(単位：百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	…
建設負担金分	1,277	1,228	1,290	1,458	1,430	1,439	1,449	1,409	1,416	1,404	0	69	124	…

現金ベース

減価償却費ベース

建設負担金分については、R12までは現金ベースで算定。R13以降はR13以降に発生する資産について、減価償却費ベースで算出している。そのため、R13は建設費に係る負担金は、0円になる。

※実際の市町負担金の算出の際には、起債することにより京都府に交付される交付税額を控除する。

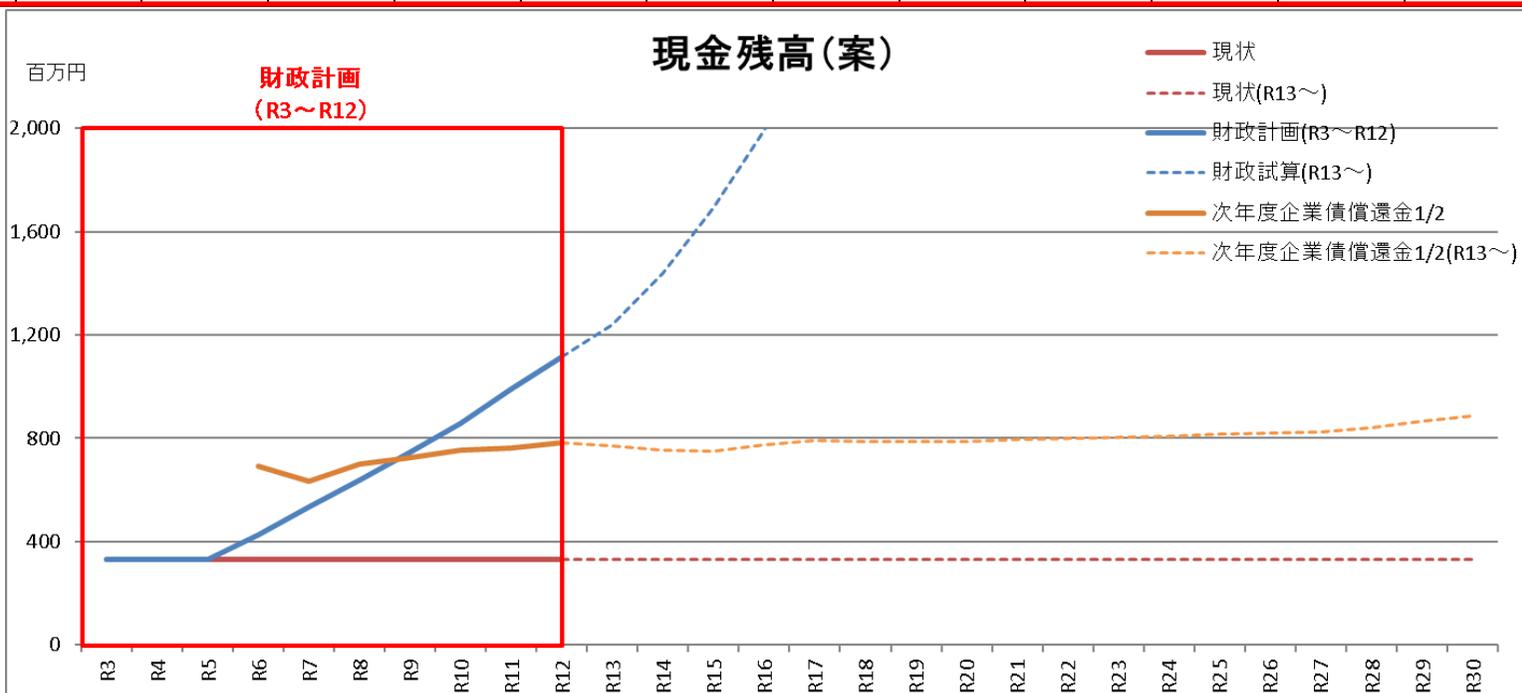
※本財政資産は、P.15「①－2 経費についての説明」の【その他】①のとおり「収支0」又は「減価償却費と同額」で市町負担額を算定しているものであり、実際の負担額については、「減価償却費ベースでの算定」「次年度企業債償還金の50%の資金確保」を見据え、その時々状況を踏まえて市町と協議し決定する。

## ② - 4 財政計画案(現金残高)

### ○現金残高 (案)

(単位:百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
現状	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332
財政試算	332	332	332	484	619	746	878	1,015	1,174	1,327	1,240	1,440	1,693	1,991
(目標) 次年度企業債償還金1/2				690	633	699	725	753	761	782	769	754	749	777
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
現状	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332	332
財政試算	2,347	2,761	3,184	3,654	4,125	4,604	5,091	5,594	6,103	6,617	7,138	7,667	8,155	8,611
(目標) 次年度企業債償還金1/2	793	789	787	789	797	800	802	810	817	822	824	841	865	888



「減価償却費と企業債償還金の差」により増加するため、試算上はR9には「次年度企業債償還金の50%」を達成。

## 4 今後の取組について

## ① 今後の取組の方向性について

市町負担金の算定方法を段階的に見直し、公営企業会計としてあるべき姿(損益計算に基づく負担の公平性、経営状況の的確な把握)に改めるとともに、健全な経営状態を目指す(赤字解消、運営資金確保)

1. 資本費に係る収入を減価償却ベースで算定し、収益的収入に計上  
(これまで、現金ベースで算定し、資本的収入に計上)  
これにより、計上方法に起因する**赤字が解消**  
→**できるだけ早期に実現**していく
2. 建設改良費に係る収入を減価償却ベースで算定し、収益的収入に計上  
(これまで、現金ベースで算定し、資本的収入に計上)  
→制度面や市町負担等について課題を確認し、解消した上で**中長期に実現を目指す**
3. 運営資金の確保  
→**中長期で「次年度企業債償還金の50%」を目指す**

※ これらの実施については、流域関連市町への負担についても十分留意し、市町に対して十分説明を行い、理解をいただける形で進めていく。

※ 実際の市町負担額については、「減価償却費ベースでの算定」「次年度企業債償還金の50%の資金確保」を見据え、その時々々の状況を踏まえて市町と協議し決定する。

## ② 柔軟で機動的な経営の実施について

資本費及び建設改良費に係る負担金を減価償却費ベースで算出することにより、試算上では将来的に資金残高と目標資金残高(次年度企業債償還金の50%)との間に幅ができることとなる。**資金の確保に伴い、より柔軟で機動的な経営を行うことが可能となる。**

### <具体例>

- ・ 市町負担金改定時に、その時点での資金残高及び将来見込み(計画)に基づき、負担金額を調整。**負担金額の一部を先送り**、一度に大きな投資が必要になった場合における**ピークの緩和等**。
- ・ 各年度での資金残高及び将来見込み(計画)に基づき、償還期間及び据置期間の短縮(**利息の軽減**)。

(例:起債30年償還⇒15年償還にした場合の利息減額)

(単位:百万円)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
差額(利息減額分)	0	0	0	△1	△1	△1	△4	△7	△10	△12
年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
差額(利息減額分)	△15	△19	△21	△24	△27	△29	△31	△34	△36	△38

### ③ その他（資本費に係る負担割合）

#### 一般会計繰入金と市町の負担割合について

資本費に係る交付税措置を除いた実質地方負担分については、府の一般会計繰入金と市町で負担割合を定めており、段階的に見直してきているところ。これまでの経緯や流域毎の状況も十分に踏まえつつ、引き続き定期的に見直しを行う。

府（一般会計繰入）と市町（維持管理負担金）の分担割合の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1		
桂川右岸流域	1/2	→										1/3	→								
木津川流域	1/1	1/2	→										1/3	→							
宮津湾流域	1/1	→																	7/8	→	
木津川上流流域	1/1	→							3/4	→					2/3	→				1/2	

## ④ 事後検証等

### 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

- ① 毎年1回、経営審議会により進捗管理及び計画と実績の乖離を検証する。
- ② ①の結果を踏まえ、5年を目途に見直す。

## 5 その他

## ① 財政部会の開催状況

### ○ 開催日時

第1回 令和2年8月26日(木) 14:00～

第2回 令和2年11月6日(金) 14:00～

### ○ 委員の主な意見

- ・ 外的環境により今後急激に大きな投資が必要になることも十分考えられるため、将来の投資の弾力性を損なうことのないよう配慮し、原則は決めつつもあまりルールを硬直化しない方がよい。一度に大きな投資が必要となると市町の負担も大きなピークが来る場合もあるので、市町の要望によっては府がピークを緩和できるフリーハンドをもてるような財務マネジメントの可能性も検討して欲しい。
- ・ 「次年度企業債償還金の50%を目指す」という設定については、市町の皆さんにも概ね理解いただけるような水準ではないかと思う。
- ・ 経営戦略が少なくとも今後10年の期間といったことは、長期的な展望に立って物事を見据えてほしいということであって、決まったことをしっかりやってくれというよりは、状況に応じて見直しながらということなので、まずは、今回は10年を展望としながら、状況に応じて進めていくというのが合理的だと思う。
- ・ 事後検証の中で年1回経営審議会により経営実績との乖離を検証し、概ね5年を目途に見直しと言うことで、しっかりチェック体制も入っているので、今まで以上に合理的な経営管理ができると思う。

## ② 流域関連市町からの意見

- 対象市町  
全流域関連市町(14市町)
  
- 意見聴取日時  
令和2年11月17日(火)～ 11月24日(火)
  
- 主な意見
  - ・ 流域の現金不足の件は理解するが、市町の厳しさも理解した上で単価の設定等を行って欲しい。
  - ・ 建設負担金が年度によって増減が多いが、府が一括で起債することで平準化されるのであればメリットがあるかもしれない。
  - ・ 減価償却費ベースにすることで市町負担への影響がどうなるのかが気になる。
  - ・ 市町でも経営戦略を策定するため、府の経営戦略を反映していく必要がある。
  - ・ 市町も資金繰りは厳しい。府としてコスト縮減にはしっかり取り組んでほしい。
  - ・ コスト縮減の取組みは重要であるが、処理場を持っていると、安定した事業運営をしていく上で、どうしてもコスト増となることもあり、苦しいことは理解できる。
  - ・ 流域下水道として実施することで、公共下水道よりも補助率が高いなどメリットがあるので、そういったことも記載してはどうか。
  - ・ 施設の新規整備にあたっては、必要性や効果をよく検討いただきたい。